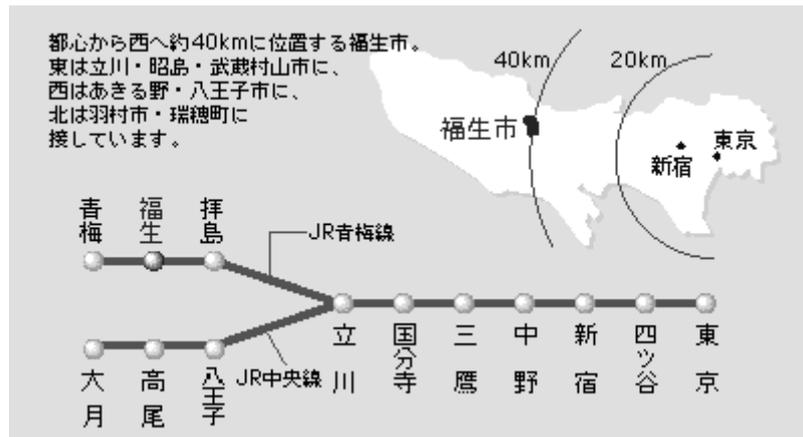


第1章 福生市の概要

1 地理

福生市は都心から西へ約40km、武蔵野台地の西端に位置する、人口※56,512人の都市です。市の西端を流れる多摩川の東側に東西約3.6km、南北約4.5kmにわたって広がり、面積は10.16km²です。



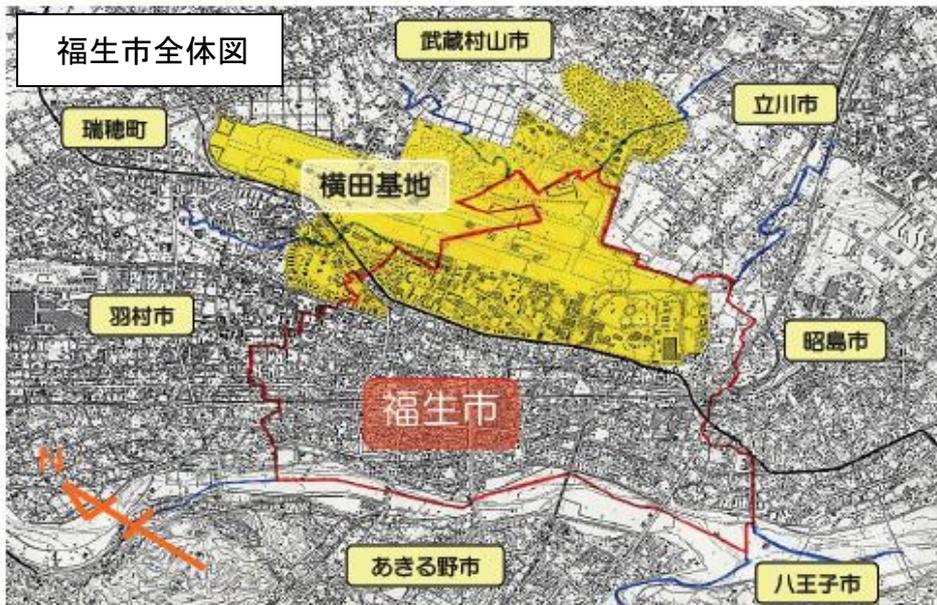
地形の特徴として、横田基地のある市の東側から多摩川に向かって河岸段丘が緩やかに続き、市内に分布する段丘面の境には崖線いわゆる「ハケ」が連なり、その斜面には地下水が流出し、各所で湧水が見られます。また、地質は大部分が※関東ローム層で、多摩川の低地は※沖積土です。美しい奥多摩の山並みを望み、清流が戻りつつある多摩川では多くの野鳥を見ることができます。

JR福生駅を中心に市全域に市街地が広がり、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接しています。市の東北部には米軍横田基地があり、行政面積の約32%を占めています。

※56,512人 : 令和6年1月1日現在。

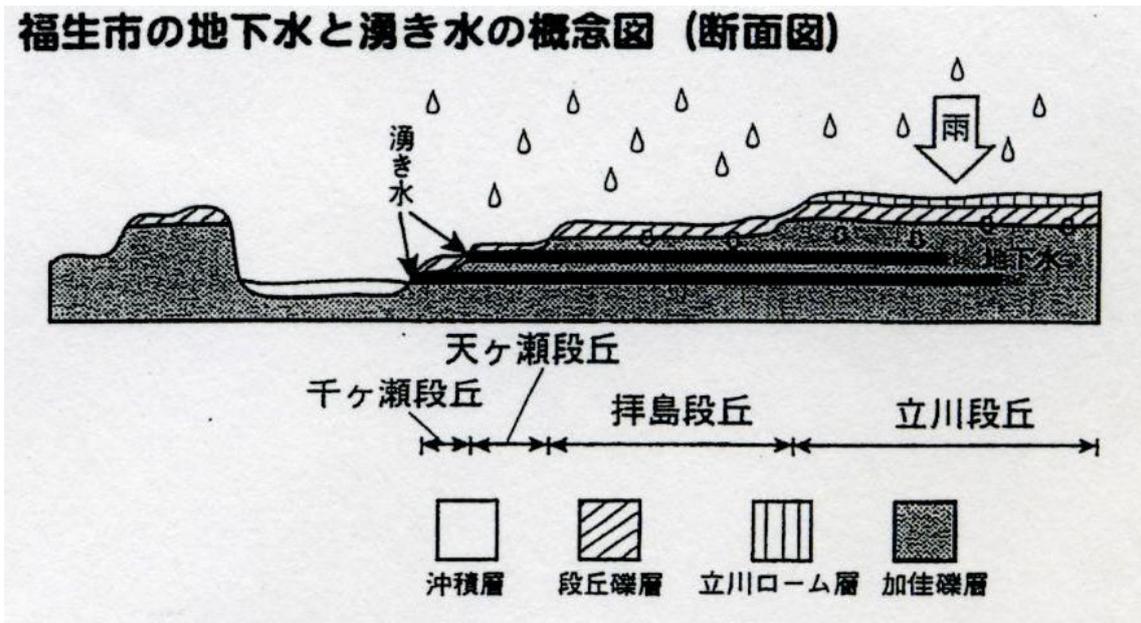
※関東ローム層 : 関東平野に堆積した火山堆積物とその風成二次堆積物の総称。
富士・箱根・浅間・榛名火山が起源と見られる。

※沖積土 : 河川や湖など、水によって堆積した土。三角州や扇状地の土砂など。



東西 3.6km
 南北 4.5km
 緯度 北緯 35 度 44 分 18 秒 (福生市役所)
 経度 東経 139 度 19 分 37 秒 (福生市役所)
 標高 最高 143m (武蔵野台 1 丁目付近)
 最低 104m (福生第五小学校付近)

福生市の地下水と湧き水の概念図 (断面図)

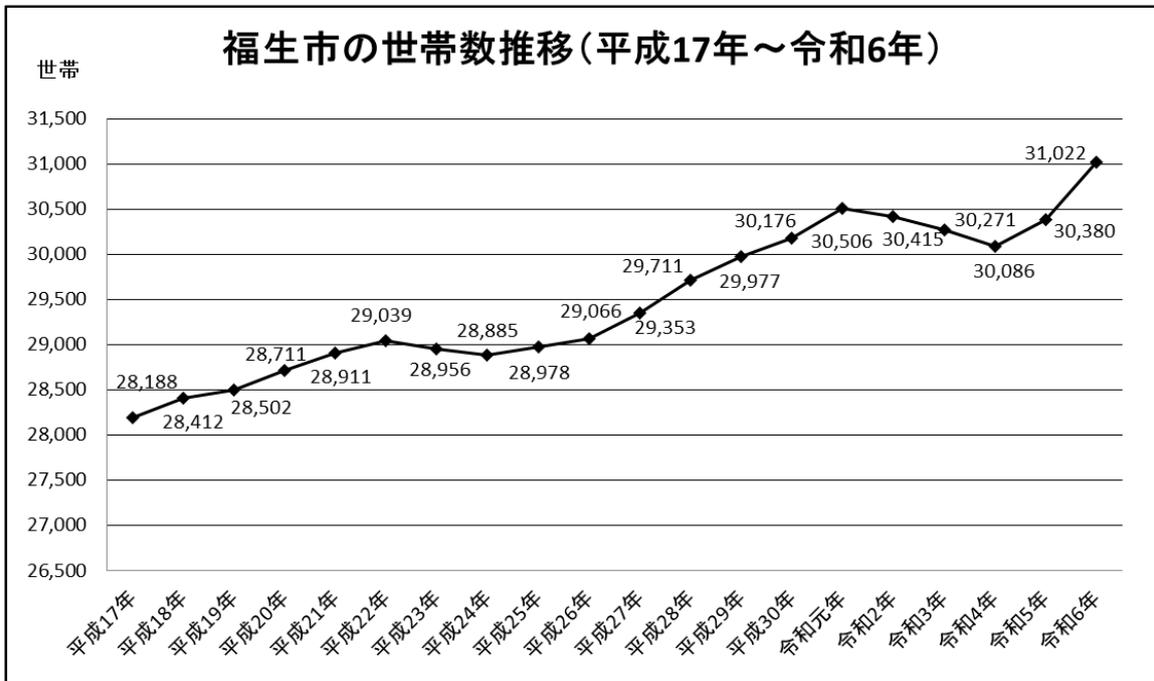
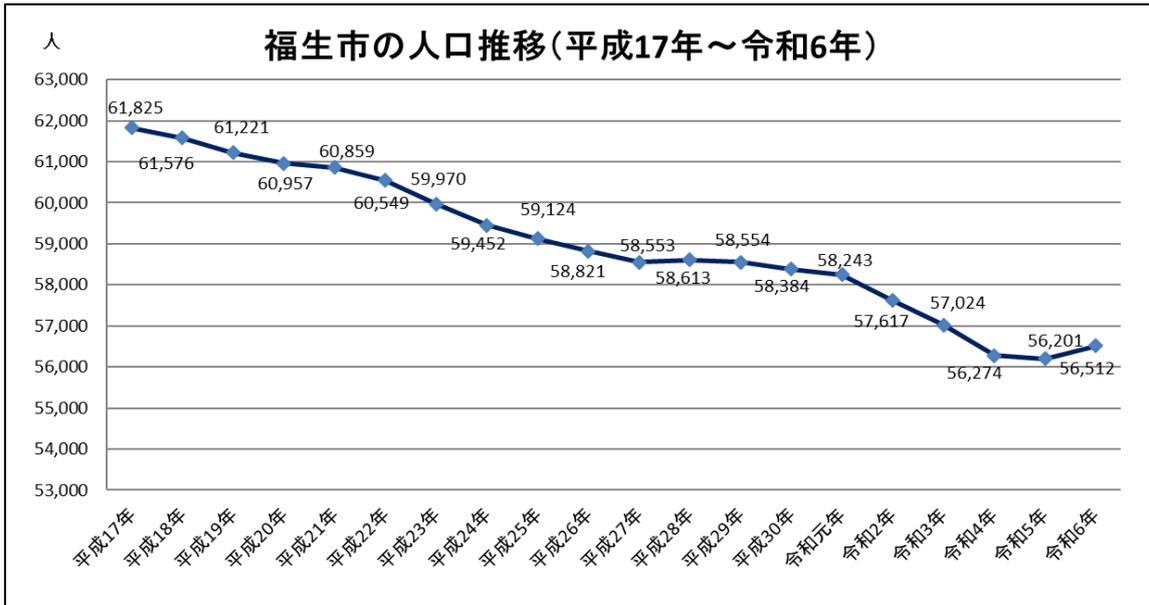


(出典:「湧水調査報告書」)

2 人口

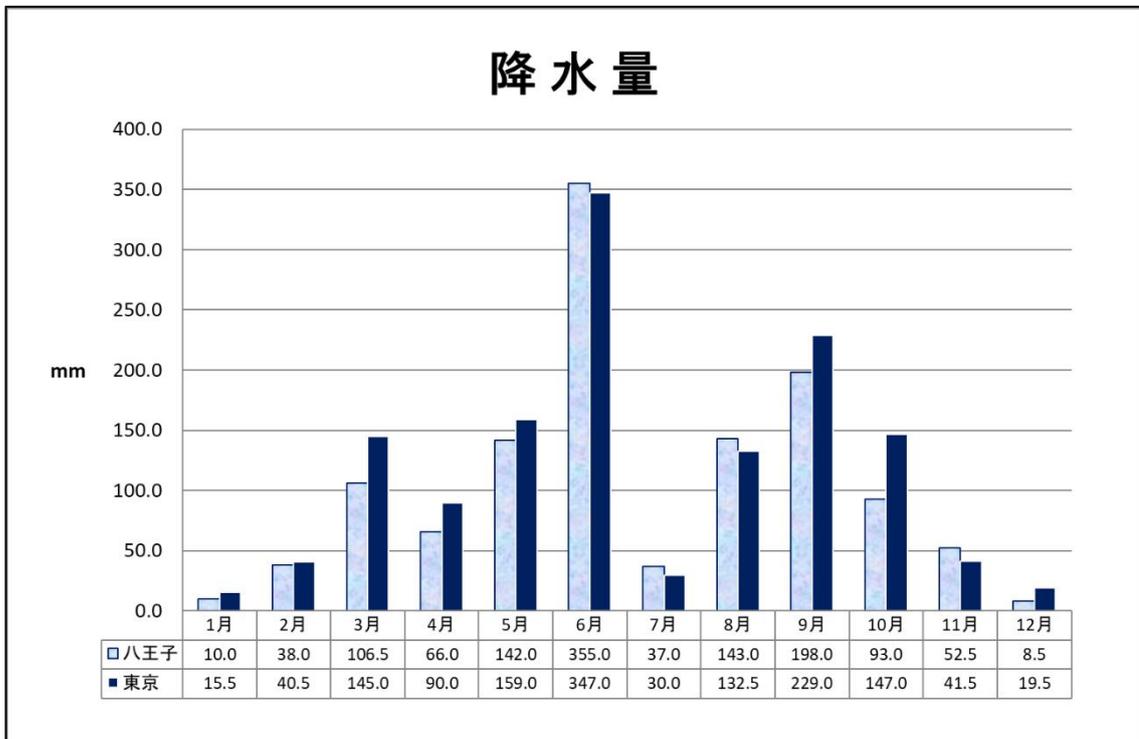
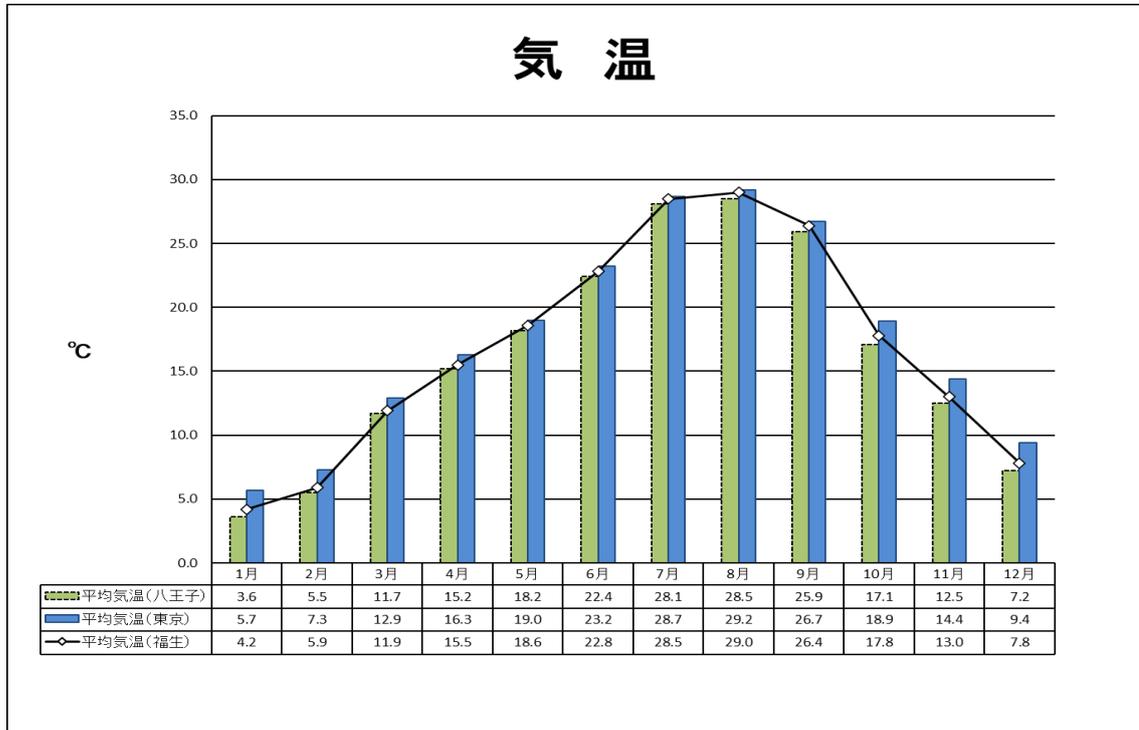
平成14年の62,503人をピークに、人口は減少傾向に転じています。また、世帯数は減少する年もあるものの、令和5年以降は増加傾向にあります。

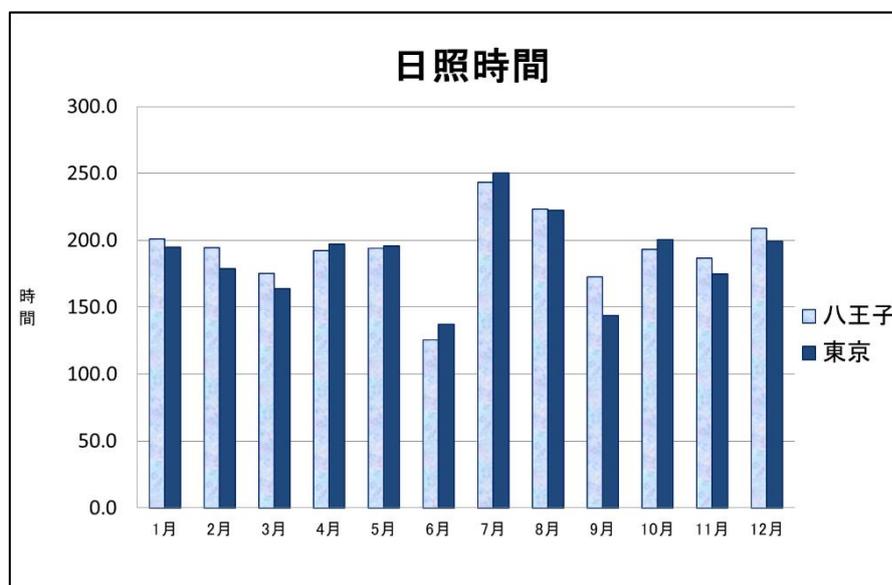
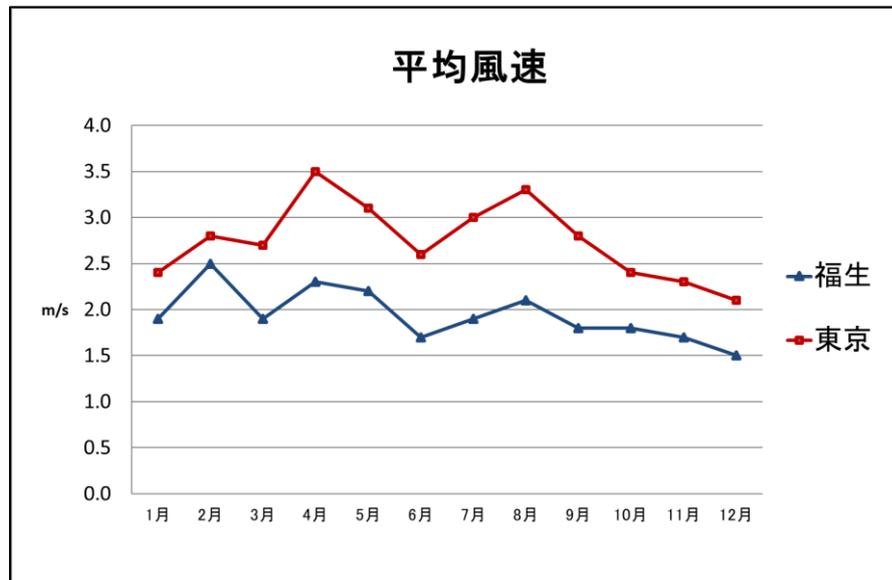
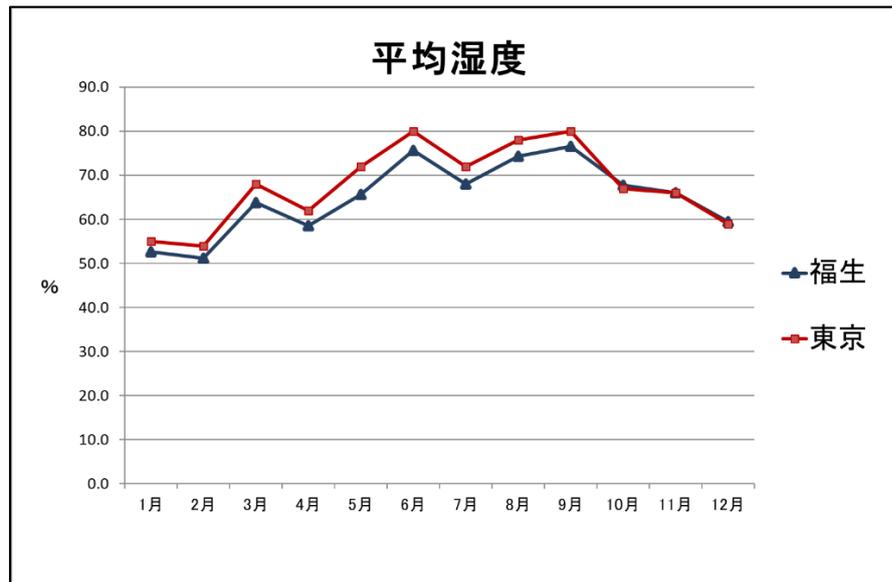
(各年1月1日現在)



3 気象

令和5年の福生市役所屋上の大気測定室データ、福生市から最寄りの気象観測点である八王子アメダスの月平均値を図に示しました。





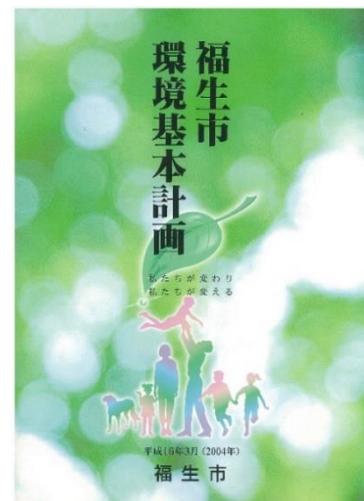
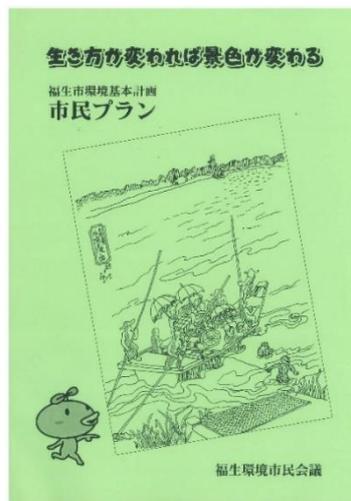
4 環境行政の流れ

福生市では、平成14年3月に福生市環境基本条例を制定しました。

福生市環境基本条例の前文では、福生市の現況、課題に続き、市民、事業者、行政などすべてのものが協働することの必要性和、人と自然との共生を基本としながら、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を積極的に進めることが市の方向として示されました。

福生市環境基本条例を受けて、福生市では環境基本計画の策定のため、福生環境市民会議の募集(平成14年2月)を行い、公募市民44名による会議を開始しました。環境市民会議は、三つの分科会に分かれ、「将来こうなったらいいな」を基本的な視点として、「福生市環境基本計画市民プラン」を作成しました。

市民プランをもとに作成した福生市環境基本計画(案)を学識経験者、事業者、市民代表からなる環境審議会にて審議を行い、庁内に設置された福生市環境基本計画策定委員会において20年間を期間とする「福生市環境基本計画」を策定しました(平成16年3月)。



この目標を達成するために着実な進行管理を行う視点から、おおむね5年を目安に「環境基本計画中期実施計画」を策定し、社会情勢の変容に応じた新たな課題等への対応を図ってきました。

「福生市環境基本計画中期実施計画」を策定(平成23年3月)

「福生市環境基本計画第2期中期実施計画」を策定(平成28年3月)

「福生市環境基本計画第3期中期実施計画」を策定(令和3年3月)

令和5年度に環境基本計画の計画期間が終了することから、20年ぶりの計画改定に向けて、公募市民等10名により「福生市環境基本計画市民会議」を令和4年度に設立しました。環境政策の最新動向に係る専門家からの情報提供や先進事例の視察、市の関係部署との意見交換会等を通じて、望むべき福生市における環境の将来像について検討を行い、「第2次福生市環境基本計画へ向けた市民提言」としてまとめました(令和5年7月)。

市民提言をもとに、関係各課との協議、福生市環境事業推進会議での議論や福生市環境審議会での審議、パブリックコメントを経て、令和6年3月に「第2次福生市環境基本計画」を策定しました。本計画は令和6年度から10年後の令和15年度を目標年度とし、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、地域気候変動適応計画、生物多様性地域戦略を包含しました。令和10年をめぐりに中間評価を実施し、国内外の情勢変化や市民意識の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

また、環境基本計画では、地域における地球温暖化対策として、温室効果ガスの発生抑制に取り組む目標を定めています。

福生市は地方自治体として、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、市役所からの温室効果ガスの排出抑制を図るための5年間の実行計画として、平成15年3月に「福生市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。



以後、おおむね5年ごとに計画を改定し、第1次計画から第4次計画では、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンで設定した、令和12年度までに温室効果ガス排出量を平成15年度比で50%削減することを目標に設定しました。

「福生市地域新エネルギービジョン」を策定(平成17年2月)

「福生市地域新エネルギー詳細ビジョン」を策定(平成18年2月)

「第2次福生市地球温暖化対策実行計画」を策定(平成22年6月)

「第3次福生市地球温暖化対策実行計画」を策定(平成28年3月)

「第4次福生市地球温暖化対策実行計画」を策定(令和3年3月)

令和32年の脱炭素を見据え、令和6年3月に第5次福生市地球温暖化対策実行計画を策定しました。本計画は令和6年度から7年後の令和12年度を目標年度とし、温室効果ガス排出量を令和元年度実績値に対して60.1%にするための目標を設定しました。

